

# 4月13日(日)は 市長選挙および市議会議員補欠選挙の投票日です

## 投票できる方は

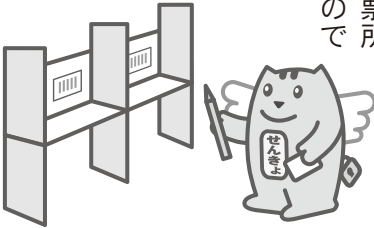
- 投票できるのは、次の全てに該当する方です。
- ①平成6年4月14日以前に生まれた方
  - ②平成26年1月5日以前に転入届出をした方で、投票日当日に名寄市の住民である方
  - ③選挙権の停止中でない方
- ※転出した方は投票できません。

## 投票日当日の投票について

投票所および投票時間は投票所入場券（ハガキ）に印字しています。投票所入場券を持参し、指定の投票所で投票してください。投票時間は7時～20時ですが、一部の投票所は閉じる時刻が繰り上がりますのでご注意ください。

### 今回から変わります

- ・投票所  
名寄南小学校  
児童クラブ→**体育館**  
※施設は前回同様
- ・閉鎖時刻  
内淵会館  
20時→**18時**



## 期日前投票について

投票日当日に都合が悪く投票できない方は、次の日程で期日前投票ができます。投票所入場券（ハガキ）の裏面「宣誓書」にあらかじめ必要事項を記入し、会場まで持参ください。

投票期間	投票時間	場 所
4月7日(月)～12日(土)	8時30分～20時	名寄庁舎1階ロビー 風連庁舎1階第一会議室
4月9日(水)～11日(金)	8時30分～17時	智恵文支所老人室

## 不在者投票について

指定された病院や施設などに入院中または収容中の方や、長期出張などで期日前投票や投票日当日の投票ができない方は、不在者投票ができます。

「不在者投票宣誓書兼請求書」に本人が記入し、名寄市選挙管理委員会に直接または郵便で請求してください。後日、指定の場所に投票用紙一式を送付しますので、お近くの選挙管理委員会で投票してください。

【身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方】

一定の条件を満たしている方は、自宅などで郵便などにより投票ができます。さらに視力などの障がいがある場合は、本人に代わって投票用紙に記載をする「代理記載制度」があります。

※いずれも郵送などで日数がかかる場合がありますので、お早めにご手続きをお願いします。



## 選挙公報を配布します

候補者の氏名や政見などを記載した選挙公報を、4月11日(金)までに各世帯に配布します。

## 入場券を郵送します

投票所入場券（ハガキ）を投票日当日までに送付します。



告示日の4月6日(日)17時までに立候補届出者数が定数（市長1・市議2）を超えない場合は無投票となり、前述の手続きなどがなくなります。

## 問い合わせ

名寄市選挙管理委員会  
名寄庁舎1階  
☎01654③2111  
(内線3322)